

やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、女性の個性と能力が十分に發揮できる社会実現の気運醸成を図るために、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を積極的に行うことを宣言（公表）する事業者の届出等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度の対象は、山口県内に活動拠点を有し、事業活動を行う全ての事業者であって、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度による認証を受けていること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項又は第7項に基づき同条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届け出ていること。
- (3) 法令に違反する重大な事実がないこと。

(手続き)

第3条 やまぐち女性の活躍推進宣言（以下、「宣言」という。）をしようとする者は、「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言申請書」（別記様式1）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の写し
- (2) 都道府県労働局へ提出した女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し

2 知事は、前項に掲げるもののほか、必要と認める資料の提出を求めることができる。

(登録)

第4条 知事は、前条の申請のあった事業者（以下、「宣言事業者」という。）について、やまぐち女性の活躍推進事業者名簿に登録するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。この時、知事は、必要に応じ、宣言事業者に関する現地調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の登録をしたときは、宣言事業者に「やまぐち女性の活躍推進事業者登録証」（別記様式2。以下、「登録証」という。）を交付する。
- 3 宣言事業者は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の計画期間が終了した後において、第2条各号のいずれにも適合する場合は、第3条各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(宣言事業者への支援)

第5条 知事は、次に掲げる措置等により宣言事業者への支援に努めるものとする。

- (1) 県のホームページや各種広報媒体等を活用した、事業者名や取組内容等の広報による支援
 - (2) 女性の活躍に関する各種情報の提供等による活動支援
- 2 宣言事業者は、広告や名刺等に、やまぐち女性の活躍推進事業者である旨を表示する

ことができる。

(報告)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、宣言事業者に対し、女性の活躍推進に係る取組の状況に関し、報告を求めることができる。

(女性の活躍の推進に関する情報公表)

第7条 宣言事業者は、県のホームページにおいて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表を行うことができる。

(変更の届出)

第8条 宣言事業者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに「やまぐち女性の活躍推進事業者変更届出書」(別記様式3)により、知事に届け出なければならない。

- (1) 事業者名
- (2) 所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の内容

(宣言の辞退)

第9条 宣言事業者は、第2条各号のいずれかに適合しなくなったとき又は名簿への登録を抹消しようとするときは、「やまぐち女性の活躍推進事業者辞退届出書」(別記様式4)により、知事に届け出なければならない。

(宣言の取消し)

第10条 知事は、宣言事業者が次に掲げる行為を行ったとき、または、その事実が明らかになったときは、名簿への登録を抹消することができる。

- (1) 第2条各号のいずれかに適合しなくなったとき
- (2) 虚偽の届出をしたとき
- (3) 法令に違反する重大な事実が発生したとき
- (3) その他宣言事業者として適当でないと認められるとき

2 知事は、前項の規定により名簿への登録を抹消するときは、理由を付して宣言事業者にその旨を通知するものとする。

3 宣言の取消しを受けたときは、宣言事業者は速やかに登録証を知事に返納するものとする。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月2日から適用する。

この要綱は、平成28年6月21日から適用する。

この要綱は、令和元年6月20日から適用する。

この要綱は、令和2年1月1日から適用する。